

防犯（不審者対応）マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

1. はじめに

利用者及び家族、職員の生命を守るために、事業所敷地内、及び施設内に侵入した不審者に即座に対応できるようマニュアルを作成する。

2. 来訪者への対応

- ・アポ済みの来訪者は事前に時間、名前等を全体へ周知徹底を行う。
- ・アポ無しの来訪者の場合、名前・要件を確認して関係性を見極め、担当者へ引き継ぐ。
- ・利用者の関係者を名乗る場合は、利用者の名前を確認し必要であれば保護者に確認をする。
- ・「トイレを貸してほしい」という来訪者の場合、障がい児施設のため面識のない人に対してパニックなどの恐れがあるとお伝えし丁重にお断りする。
- ・その他、正当な理由のない来訪者はお引き取りいただく。

3.不審者かどうかの判断

不審者とは「敷地内に、正当な理由なく侵入してきたもの」のことを言う。以下の手順で不審者かどうか確認する。

(外見を確認する)

- ・顔の確認できないフルフェイスヘルメット等をかぶっている。
- ・刃物やバット、棒、銃などの凶器を所持している。(隠し持っている可能性がある。)
- ・灯油やガソリン等と思われる引火物・爆発物を所持している。
- ・泥酔している・興奮状態であるなど明らかに挙動が不審な場合は不審者とします。
- ・敷地外でも、上記のような状態のものが敷地内へ侵入の危険がある場合は、不審者とします。

4. 周知と対応

(他の職員への周知・児童への対応)

- ・不審者の疑いがあるものが敷地内・施設外にいることを、周りの職員に知らせる。
- ・出入口・窓をしっかり施錠する。
- ・敷地周辺に不審者がいる可能性がある場合は、職員・利用者共に絶対外に出ない。
- ・児童は、急にスケジュールが変わるとパニックになる場合があるので、事態を説明し落ち着かせるよう努める。
- ・明らかに不審者であると認められる場合は警察に通報する。

5. 万が一不審者が施設に侵入した時の対応

(生命の安全を確保する)

- ・利用者を不審者の目の届かない場所に避難させる。
- ・避難場所は、施設外が望ましいが、入り口に立ちふさがるなど無理な場合は、接近が困難な場所へ移動する。
- ・利用者及び家族の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行う事とする。
- ・不審者は、刃物等で切りかかって来る等の、危害を加えてくる危険性があるため、なるべく距離を取り危険を回避することに努める。
- ・速やかに警察に通報する。

6. 事後対応

- ・警察への状況報告
- ・行政への報告
- ・再発防止策の検討
- ・保護者への報告

7. 日頃の備え・準備

- ・不審者にいち早く気づき対応できるよう、普段から玄関や来訪者への意識を持つ。
- ・定期的に不審者に対する訓練を実施する。
- ・日頃から警察などの関係機関との連携を持つ。
- ・日頃より近隣の事件や不審者に対する情報に気を配る。
- ・夜間の施錠はもちろん、日中にも利用児童がいる時間は安全のための施錠を徹底する。
- ・現金や個人情報を含むファイルや書類は、鍵付きの書庫・戸棚に保管し厳重に管理する。

(附則)

このマニュアルは、令和6年4月1日より施行する